

# 資料編

## もくじ

1	前方針に基づく取り組みの実績と評価.....	43
	(1) 前方針の概要.....	43
	(2) 取り組みの実績.....	44
	(3) 取り組みの評価.....	46
	(4) 札幌市環境教育基本方針推進委員会名簿.....	47
2	改定にあたっての検討経過.....	48
	(1) 会議等の開催経過.....	48
	(2) ワークショップの開催概要.....	49
	(3) パブリックコメント・キッズコメント（未定）.....	52
3	札幌市の主な環境関連施設.....	53
4	法令等の関係条文.....	58

# 1 前方針に基づく取り組みの実績と評価

## (1) 前方針（平成19年3月改定「札幌市環境教育基本方針」）の概要

<b>基本理念</b>	持続可能な社会をつくるため、環境の保全・創造に向けた意識を持ち、自ら考え行動する「人」と「人と人とのつながり」を育てます
-------------	--------------------------------------------------------------

環境教育を進める視点	それぞれの場の役割
ア 自然やいのちを大切にする感性を養って	ア 家庭 ⇒ 実践の場
イ エコライフの実践を目指して	イ 学校 ⇒ 学びと実践の場
ウ 体験を重視して	ウ 地域 ⇒ さまざまな組織の連携・協働
エ 生涯にわたって	エ 職場 ⇒ 事業活動での社会的責任
オ 札幌市の自然や社会特性を踏まえて	オ 札幌市 ⇒ 環境活動の支援
カ 国際的な視点に立って	

環境教育を進める取り組みの柱	
□ 人材の育成	自ら考え環境に配慮した行動をできる人を増やすよう、環境に配慮した行動を促すことのできるリーダーとなる人材を育成する。
□ 情報の共有・活動	環境教育の指導や学習に必要な情報を手に入れやすくするため、特にリーダーが必要とする情報を整理、体系化して共有する。
□ プログラムの作成	一定レベルを保った効果的な環境教育の実践をすすめるため、指導する上での手引きとなるプログラムを作成する。
□ 機械づくり・場づくり	学習者のニーズに合った環境教育の機会が行きわたるようにする。また、環境教育関連施設を環境教育の拠点として機能させる。

環境教育の取り組みの重点化	
□ 重点化するテーマ 【地球環境問題への対応】	深刻化する地球環境問題解決のため、世界共通の認識に立った上で、自分たちができることに気付き、行動を起こす。
□ 重点化対策 【子ども（学校）】	子どもの頃から環境に配慮した生活習慣を身に付けることにより、生涯にわたって行動が実践され、その行動が次世代に引き継がれることや、子どもへの環境教育により、大人の環境意識も育つことがねらい。 1日の大半を過ごす学校生活から受ける影響は大きいことから、学校が重要であるとした。

重点化する3つの行動	
地球環境問題に対応し、環境に配慮した行動に大きな広がりを持たせるための、日常生活に密接した誰もが身近に取り組める行動。	
ア 省エネ行動を進めます！	地球温暖化問題の解決に重要なCO <sub>2</sub> 削減を進めるため、一人一人がライフスタイルを見直し、省エネ行動を定着させる。
イ ごみ減量・リサイクルを進めます！	4R（Refuse（断る）、Reduce（減らす）、Reuse（繰り返し使う）、Recycle（資源として再利用））をライフサイクルとして定着させ、自分の生活に合わせて取り組みやすい行動から実践する。
ウ 水とみどりを守り育てます！	体験を通じて、水とみどりなどの自然を学ぶ機会を設け、水とみどりの大切さを理解し、守り育てる。

基本方針推進のための方策		
ア 具体的な取り組みの明示	イ 推進体制の強化	ウ 基本方針の評価と改善

## (2) 取り組みの実績

取組主体	事業名(実施年度)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	
環境局・教育委員会	環境副教材(平成13年度～)	市立小学校の新1・3・5年生に配布						
	かんきょうみらいカップ (平成16年度～)	フットサル	241人	319人	398人	635人	456人	472人
		卓球	—	—	—	740人	800人	800人
	環境教育へのクリック募金 (平成18年度～)	寄贈校数	28校	31校	28校	29校	26校	49校
		協力企業数	10社	9社	8社	7社	8社	8社
	校外学習用バス貸出 (平成19年度～)	利用校数	43校	54校	69校	88校	70校	61校
		バス利用台数	94台	115台	152台	184台	153台	133台
		特記事項	—	—	対象に中学校を追加	モデルコース作成	—	—
	エコライフレポート (平成19年度～)	取組率(夏)	小・中学校計13校で試 行実施	17.6%	81.9%	85.0%	87.6%	90.5%
		取組人数(夏)	—	24,635人	114,286人	116,837人	119,363人	122,683人
		取組率(冬)	16.2%	64.2%	86.6%	89.9%	92.1%	91.8%
		取組人数(冬)	22,963人	95,185人	120,780人	124,106人	126,269人	124,391人
さっぽろこども環境コンテスト (平成20年度～)	小学校	—	8校	4校	5校	5校	5校	
	中学校	—	4校	5校	6校	5校	5校	
	その他	—	—	1団体	1団体	—	—	
かんきょう元気新聞 (平成21～27年度)	対象	—	—	小学5・6年生 (年3回発行)	小学4～6年生 (年4回発行)	小中学生 (夏冬2回発行)	小中学生 (夏冬2回発行)	
	特記事項	—	—	—	—	対象を小中学生に拡大	—	
エネルギーに関する環境教育(平成23年度～)	—	—	—	—	—	百合が原小学校にエネルギー等使用量の表示設備	平岸中学校にエネルギー等使用量の表示設備	
トピックとなる取り組み	札幌市環境プログラムの作成	—	—	—	学校における環境教育の実践事例集	—	—	
教育委員会	教員研修	「教育課題研修コース(環境教育Ⅰ～Ⅱ)」	実施	—	—	—	—	
		「教育課題研修コース(環境教育Ⅰ～Ⅲ)」	—	実施	実施	実施	実施	
		「初任者研修(環境教育の基礎)」	実施	実施	実施	実施	実施	
	環境に関する研究実践校事業	太陽光パネル、地域・外部人材活用	—	—	—	—	5校	7校
		さっぽろっこ農業体験	—	—	10校	10校	20校	30校
トピックとなる取り組み	—	—	札幌市学校教育の重点として「環境」を位置付け	市立全園・学校でエコスクール宣言の取り組み開始	—	—		
環境プラザ	環境保全アドバイザー (平成5年度～)	派遣件数	38件	39件	26件	37件	33件	37件
		利用者数	2,604人	2,780人	2,024人	2,087人	2,498人	2,332人
	環境教育リーダー (平成15年度～)	派遣件数	24件	19件	44件	55件	74件	101件
		利用者数	1,523人	1,220人	2,311人	2,415人	3,717人	5,620人
	施設利用者数(平成15年度～)	—	44,067人	47,092人	45,515人	48,679人	56,331人	78,430人
ホームページアクセス件数(平成15年度～)	—	79,658件	83,266件	152,416件	153,785件	116,185件	128,034件	
トピックとなる取り組み	—	—	—	アウトリーチ事業「環境プラザがやってきた」開始	環境プラザにエコクラブ設立	北海道教育大札幌校フィールドワーク受入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>土曜日ワークショップエコ+1(毎週土曜日)</li> <li>見学ツアーに各種アクティビティ導入</li> <li>見学ツアーパンフ作成、配布</li> </ul>	

取組主体	事業名(実施年度)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	累計(19~30年度)	
環境局・教育委員会	環境副教材(平成13年度~)	市立小学校の新1・3・5年生に配布						—	
	かんきょうみらいカップ (平成16年度~)	フットサル	375人	188人	236人	268人	272人	289人	4,149人
		卓球	800人	850人	850人	1,090人	1,138人	1,219人	8,287人
	環境教育へのクリック募金 (平成18年度~)	寄贈校数	36校	51校	44校	47校	43校	36校	448校
		協力企業数	9社	9社	9社	8社	8社	8社	—
	校外学習用バス貸出 (平成19年度~)	利用校数	46校	34校	50校	59校	52校	49校	675校
		バス利用台数	94台	76台	99台	125台	110台	—	1,335台
		特記事項	—	夏期繁忙期におけるバスの手配が困難となり、実施期間を11~12月に変更	—	民間施設も含め札幌近郊まで範囲を拡大してモデルコースを追加	—	—	—
	エコライフレポート (平成19年度~)	取組率(夏)	92.7%	93.2%	94.4%	94.2%	95.4%	95.1%	—
		取組人数(夏)	125,023人	124,834人	126,663人	126,454人	127,610人	126,654人	1,255,042人
		取組率(冬)	92.2%	91.7%	94.0%	94.5%	94.3%	—	—
		取組人数(冬)	124,416人	123,335人	126,217人	126,872人	126,380人	—	1,240,914人
	さっぽろこども環境コンテスト (平成20年度~)	小学校	5校	3校	4校	4校	2校	3校	48校
		中学校	5校	3校	7校	6校	4校	4校	54校
その他		1団体	3団体	2団体	2団体	4団体	5団体	19団体	
かんきょう元気新聞 (平成21~27年度)	対象	小中学生 (夏冬2回発行)	小中学生 (夏冬2回発行)	小中学生 (冬1回発行)	—	—	—	—	
	特記事項	—	—	最終号	—	—	—	—	
エネルギーに関する環境教育(平成23年度~)		南郷小学校にエネルギー等使用量の表示設備 エネルギーの使い方を学習できるDVD教材作成	平成25年度作成のDVD教材をホームページ化、学校や家庭での学習機会拡大	—	—	—	—	—	
トピックとなる取り組み	—	環境プラザハウス スタジオ展示更新	—	—	—	環境プラザ展示物等更新	—		
教育委員会	教員研修	「教育課題研修コース(環境教育I~II)」	—	—	—	—	—	—	
		「教育課題研修コース(環境教育I~III)」	実施	実施	実施	実施	実施	—	
		「初任者研修(環境教育の基礎)」	実施	実施	実施	実施	実施	—	
	環境に関する研究実践校事業	太陽光パネル、地域・外部人材活用	7校	10校	10校	9校	9校	5校	62校
		さっぽろっこ農業体験	30校	31校	33校	30校	30校	30校	254校
トピックとなる取り組み	—	—	—	—	—	—	—		
環境プラザ	環境保全アドバイザー (平成5年度~)	派遣件数	45件	39件	45件	45件	44件	428件	
		利用者数	2,748人	2,136人	3,056人	2,926人	1,398人	26,589人	
	環境教育リーダー (平成15年度~)	派遣件数	142件	128件	106件	93件	100件	886件	
		利用者数	8,475人	6,303人	5,149人	3,558人	3,869人	44,160人	
	施設利用者数(平成15年度~)	57,869人	66,868人	68,068人	69,520人	71,323人	653,762人		
ホームページアクセス件数(平成15年度~)	164,365件	167,899件	233,566件	134,700件	95,649件	1,509,523件			
トピックとなる取り組み	—	環境プラザ主催教員向け研修、小学校出前授業開始	学生サポーター制度開始、企業とのマッチングパンフ作成、配布	インタープリターズキヤンプ in 札幌実施	—	—	—		

### (3) 取り組みの評価

環境教育の取り組みの進捗状況や効果等の評価・検証を目的として、札幌市環境教育基本方針推進委員会を設置し、毎年2回程度、会議を開催してきました。

当該委員会では、2016年度（平成28年度）の会議において、前方針に基づく過去10年間の取り組みを、以下のとおり評価しました。

#### ア 人材の育成

「札幌らしい特色ある学校教育」におけるテーマの一つに「環境」が位置付けられたことで、学校教育における環境教育が大きく推進するとともに、環境局と教育委員会との協働事業などの連携も進み、一定の効果を上げてきた。

環境保全アドバイザー・環境教育リーダー制度についても、研修や実践を通じて、効果を上げているといえるが、利用団体の幅を広げる工夫や、利用団体自らがプログラムを実践できるような方向への誘導が課題である。

#### イ 情報の共有・活用

札幌市の環境教育に関する事業をホームページに掲載するなど、積極的に情報発信してきた。また、国や道と連携し、情報共有してきた。

今後は、環境プラザをさらに有効活用し、環境関連施設における相互の連携を促す取り組みなどが求められる。

#### ウ プログラムの作成

小学校向けの環境副教材を毎年度更新し、充実させてきた。また、「教育課程編成の手引き」に環境副教材の内容が反映されるなど、学校現場以外でも活用されてきた。

環境プラザでは展示物を活用した環境教育プログラムの作成、出前授業、省エネ・節電の解説などを展開してきた。今後も継続的にプログラムを更新しながら充実させていく必要がある。

2008年（平成20年）3月に作成された冊子「札幌市環境教育プログラム」は、内容の更新が滞り、ここ数年は活用した実績もないため、更新の可否については慎重な検討が必要である。

#### エ 機会づくり・場づくり

エコライフレポートをはじめ、かんきょうみらいカップ、環境教育へのクリック募金、校外学習用バスの貸し出しなど、各種事業を充実させながら、継続して実施してきた。

今後は、各事業の効果を検証しながら、重点化や再構築など、不断の見直しを行っていく必要がある。

#### (4) 札幌市環境教育基本方針推進委員会名簿

2018年(平成30年)4月現在

分野	氏名	所属
学識経験者 (3人)	太田 俊一	北翔大学教授
	大沼 進	北海道大学大学院文学研究科教授
	増淵 哲子	北海道教育大学札幌校教授
学校 (4人)	小路 徹	札幌市立中島中学校校長
	野崎 猛	札幌市立宮の森小学校教頭
	福岡 翼	札幌市立中の島小学校教諭
	吉田 信興	札幌市立川北小学校校長
市民委員 (公募) (2人)	江田 美保	公募委員
	隅田 三恵	公募委員
その他 (5人)	荒山 睦子	札幌市PTA協議会副会長
	内山 到	公益財団法人北海道環境財団協働推進課長
	坂本 純科	NPO法人北海道エコビレッジ推進プロジェクト代表
	西塚 真人	北海道ガス株式会社総務人事部 広報グループマネージャー
	宮森 芳子	北海道地球温暖化防止活動推進員

(敬称略、分野ごとに五十音順)

## 2 改定までの検討経過

### (1) 会議等の開催経過

● 札幌市環境教育基本方針改定に係るワークショップ（関係者向け）	
2018年(平成30年)2月26日 18:15~20:45	札幌市役所6階1号会議室
環境関連分野で活動する関係者20人が参加	
● 平成29年度札幌市環境教育基本方針推進委員会	
2018年(平成30年)3月26日 15:00~17:00	札幌市役所地下1階3号会議室
12人出席	
● 平成30年度第1回札幌市環境教育基本方針推進委員会	
2018年(平成30年)7月24日 15:00~17:00	札幌エルプラザ公共4施設2階会議室1・2
13人出席	
● 札幌市環境教育基本方針改定のためのワークショップ 「札幌市の環境教育・学習について」（市民向け）	
2018年(平成30年)8月25日 13:30~16:30	北海道建設会館8階A会議室
市民38人が参加（無作為抽出の市民3,000人に案内を送付）	
● 札幌市環境教育基本方針改定のためのワークショップ 「札幌市の環境教育・学習について」（実践者向け）	
2018年(平成30年)8月30日 18:15~20:45	札幌エルプラザ公共4施設2階会議室1・2
環境関連分野で活動する実践者32人が参加	
● 平成30年度第2回札幌市環境教育基本方針推進委員会	
2018年(平成30年)11月14日	札幌市役所18階第3常任委員会会議室
〇人出席	
● パブリックコメント、キッズコメント募集	
2018年(平成30年)12月 日～	
大人〇人〇件、子ども〇人〇件の意見応募	



## (2) ワークショップの開催概要

本方針の策定に向けて、環境教育関係者、市民及び環境関連分野の実践者を対象に、計3回のワークショップを開催し、改定骨子案や改定素案について意見をいただき、内容に反映させています。

関係者	日時	2018年(平成30年)2月26日 18時15分から20時45分まで
	場所	札幌市役所本庁舎6階1号会議室
	参加者数	環境関連分野で活動する関係者(企業・NPO法人職員、環境関連施設職員、大学教授等)20人
	内容	環境教育基本方針の改定に係る骨子案について、どんなものにしたら良いか、意見交換
	主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>SDGsは自己満足にならないように、市民へしっかりと伝える必要がある</li> <li>基本理念はもう少し分かりやすくし、メッセージ性の強いものにすべきである</li> <li>子どもと大人を環境教育の対象にすることは理にかなっていると思う</li> <li>無関心な人にもアピールできるような方針にすべきである</li> <li>コーディネート機能の充実はとても大切だと思う</li> </ul>





市民	日時	2018年（平成30年）8月25日 13時30分から17時まで
	場所	北海道建設会館8階A会議室
	参加者数	無作為抽出により 3,000 人の市民に郵送により案内文を送付し、参加の応募をした 38 人
	内容	以下のテーマについて、意見交換 ◎ これまでに参加した環境教育や環境学習について ◎ 学んだことについて実践しているか、実践していない場合はその理由 ◎ 環境教育・環境学習を推進する4つの取り組み（学校等の教育機関等で行われる環境教育の推進、「環境人材」の育成、環境教育・環境学習の場と機会の充実、情報の発信と行動の後押し）について
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報発信の手段として、フリーペーパーが有効だと思う</li> <li>・ 企業の環境への取り組みを学校での出前講座で紹介する機会があるといいと思う</li> <li>・ 環境教育を実践している企業を表彰すると、より一層活性化すると思う</li> <li>・ 小さなことでもいいので、家庭でできる環境のための取り組みを増やすといいと思う</li> <li>・ 環境活動の報告の場をつくると、励みになると思う</li> </ul>	



実践者	日時	2018年（平成30年）8月30日 18時15分から20時45分まで
	場所	札幌エルプラザ公共4施設2階会議室1・2
	参加者数	環境保全活動等の実践者（企業・NPO 法人職員、環境関連施設職員、大学教授、小学校教員、大学生、中学生等）32人
	内容	以下のテーマについて、意見交換 ◎ 環境教育・環境学習基本方針素案について ◎ 環境教育・環境学習を推進する4つの取り組み（学校等の教育機関等で行われる環境教育の推進、「環境人材」の育成、環境教育・環境学習の場と機会の充実、情報の発信と行動の後押し）について
主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校と町内会等の地域との連携による体験学習ができるといいと思う</li> <li>環境学習できる施設はたくさんあるが、それらがどこにあるか、どんな学習ができるのかなどの情報が一元化されていないのではないか</li> <li>環境学習の場に参加するためのきっかけづくりが必要である</li> <li>定期的な学習を行う機会を設けることで、より効果の高い環境学習になると思う</li> <li>「知らない人に教えてやる」といった立場の方針は、あまりいいものとはいえないと思う</li> </ul>	



### (3) パブリックコメント・キッズコメント (未定)

#### ア 意見募集期間

平成30年12月 日～平成31年1月 日(30日間)

#### イ 配布場所

(ア) 札幌市役所 12階環境局環境計画課

(イ) 札幌市役所 2階市政刊行物コーナー

(ウ) 各区役所総務企画課

(エ) 各まちづくりセンター

(オ) 札幌市環境プラザ

(カ) 札幌市青少年科学館

(キ) 札幌市生涯学習センター

(ク) 各市立小中学校、中等教育学校、特別支援学校、各市立高校

#### ウ 開催結果(意見提出者)

(ア) パブリックコメント

○人、○件

(イ) キッズコメント

○人、○件

#### エ 意見内容の内訳

### 3 札幌市の主な環境関連施設

#### (1) 札幌市環境プラザ

さまざまな展示物で環境について学ぶことができるとともに、環境に関する情報を発信するなど、札幌市における環境活動の拠点としての役割を担っている施設です。

展示物に実際に触れ、体験することで、楽しみながら環境について学ぶことができます。



#### (2) 札幌市博物館活動センター

札幌を中心に、日本の北に位置する石狩低地帯の自然とそこに関わる人を基本テーマにした自然史博物館を設立するための活動拠点です。札幌の自然やその成り立ちについて、約1億3千万年前からの大地の移動や環境の移り変わりなどを分かりやすく展示しています。

また、札幌近郊に生息する動物や植物の実物標本のほか、手に取ってみるができる昆虫や植物、岩石などの標本も展示しています。



#### (3) リサイクルプラザ宮の沢

不用品の有効活用とごみ減量意識の向上・定着を図るための情報発信拠点として設置された施設です。

ごみの分別方法や生ごみたい肥の紹介コーナー、日用品のゆずり合いコーナー、リユース食器の貸し出しなどにより、暮らしに密着した展示や情報発信などを行うほか、大型ごみとして出された家具や自転車などをリユース（再利用）品として展示・提供しています。





#### (4) 札幌市リユースプラザ

大型ごみとして出された家具や自転車などをリユース（再利用）品として展示・提供するほか、施設を活用したイベント、パネル展示やホームページを活用した情報発信など、ごみ減量の普及啓発を行う施設です。

土日・祝祭日などは、ごみ減量講座や生ごみのたい肥化講習会、子ども向け廃材工作教室、家具・自転車などのリフォーム教室などを開催します。

なお、併設されている「厚別地区リサイクルセンター」には、新聞、雑誌、段ボールのほか、毛布や小物金属類、蛍光灯など、さまざまな資源物をまとめて持ち込むことができます。



#### (5) 白石清掃工場

建物の配置や美観などに配慮し、ごみの完全燃焼や排ガス処理設備によって、有害物質・有害ガスの発生を抑え、環境保全対策を徹底させた施設です。

集められたごみが処理される様子を見学できるほか、模型等の展示でごみ処理の歴史を学ぶこともできます。

なお、工場では焼却炉で発生した熱を利用して発電し、施設の電力をまかなっているほか、余った電力は電力会社に売電しています。



#### (6) 札幌市円山動物園

動物の飼育と展示を通して生命の尊さやつながりを伝え、人間と動物との関わりなどについて環境教育を行うとともに、ホッキョクグマやオオワシなど希少な動物の種の保存や調査・研究などの取り組みを行っています。

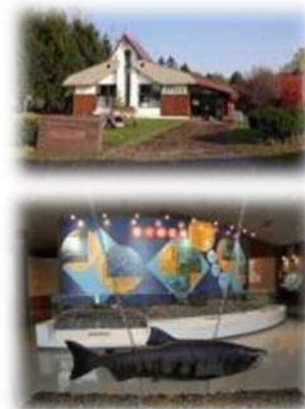
また、園内には、経済産業省資源エネルギー庁から認定を受けた、太陽光や風力発電などの新エネルギーを身近に体験できる次世代エネルギーパークもあります。



## (7) 札幌市豊平川さけ科学館

カムバックサーモン運動によって、豊平川にサケがよみがえったことを機に開館した、身近な水辺の生き物を学ぶための施設です。ふ化放流事業のほか、サケの仲間や札幌市内に見られる水辺の生き物を飼育展示し、豊平川を中心とした生き物の情報を発信しています。

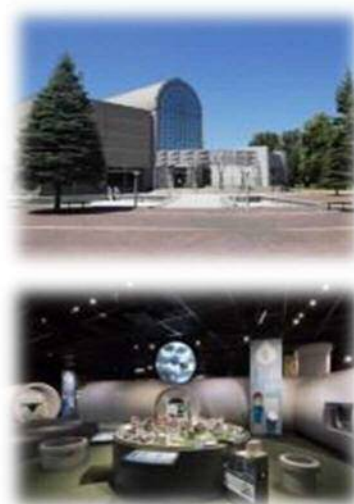
なお、サケの仲間は、約 20 種類を一年中展示しています。



## (8) 札幌市下水道科学館

札幌市の下水道のしくみや下水道が水環境の保全に果たす役割などを、下水道のお仕事を体験しながら学ぶことができ、驚きや発見を実感する展示内容が数多く盛り込まれています。

また、隣接する下水処理場「創成川水再生プラザ」を見学することもできます。



## (9) 札幌市水道記念館

展示室全体で大自然から都会そして海へと向かう水の旅を表現し、参加・体験をしながら、水道を通して自然環境と人間の関りを考え、水や自然の大切さを感じ取ることができる施設です。

隣接する藻岩浄水場の見学や、水のろ過実験なども体験できます





## (10) 札幌市青少年科学館

科学と科学技術への興味・関心が高まるよう、「見て・触れて・考える」をコンセプトとした参加体験型の展示が多く、子どもから大人まで楽しく遊びながら学べる施設です。

また、北方圏をメインテーマの一つとしており、人工降雪装置や低温展示室など、札幌らしい特徴ある展示を備えています。



## (11) 札幌市定山溪自然の村

定山溪の恵まれた立地条件を生かして、家族などの小グループを中心として、多様な自然体験や野外活動を行うことができる野外教育施設です。コテージや常設テント、テントサイトなどの施設があり、日帰り・宿泊での利用が可能です。

初心者の方を対象としたプログラムを多数提供しているため、自然体験に馴染みのない方も気軽に利用することができます。



## (12) 札幌市北方自然教育園

市民の教育および文化の向上に資するための野外教育施設で、体験農場（水田、畑、果樹園、標本園）と自然観察林、学習館を有しています。水田では主に小学校5年生を対象として稲作体験を行っています。また、管内施設の学習館には、野鳥コーナーや常設展示室、特別展示室があり、貴重な昆虫、鳥、動植物、岩石や化石などを観察することができます。

なお、市立幼稚園・学校の教育活動を支援するために、植物教材として稲、ヘチマの苗を、昆虫教材としてコオロギ、カイコをそれぞれ提供しています。



## 4 法令等の関係条文

札幌市環境基本条例（抜粋）	
<b>【基本理念】</b>	
第3条	<p>環境の保全は、市民が健康で安らぎや潤いが実感できる快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。</p> <p>2 環境の保全は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境とのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる都市を構築することを目的として行われなければならない。</p> <p>3 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。</p> <p>4 環境の保全は、市、事業者及び市民のすべてがそれぞれの責務を自覚し、相互に協力・連携して推進されなければならない。</p>
<b>【施策の策定等に係る基本方針】</b>	
第7条	<p>環境の保全に関する施策の策定及び実施は、第3条に定める基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。</p> <p>(1) 市民の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。</p> <p>(2) 森林、緑地、水辺地等における多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全すること。</p> <p>(3) 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図ること。</p> <p>(4) 自然との豊かな触合いを確保するとともに、潤いのある都市景観の創出及び保全並びに歴史的文化的遺産の保全及び活用を図ること。</p> <p>(5) 環境に配慮した生活文化の形成を図ること。</p> <p>(6) エネルギーの有効利用、資源の段階的及び循環的利用並びに廃棄物の減量を促進すること。</p> <p>(7) 地球環境保全に資する施策を積極的に推進すること。</p>
<b>【環境基本計画】</b>	
第8条	<p>市長は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、札幌市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。</p> <p>2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>(1) 環境の保全に関する長期的な目標</p> <p>(2) 環境の保全に関する施策の方向</p> <p>(3) 環境の保全に関する配慮の指針</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項</p>

<b>【札幌市環境白書】</b>	
第9条	市長は、市民に環境の状況、環境への負荷の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を明らかにするため、札幌市環境白書を定期的に作成し、これを公表するものとする。
<b>【市民及び事業者の参加の機会の確保】</b>	
第16条	市は、環境の保全に関する施策を推進するに当たっては、市民及び事業者の参加の機会を確保するように努めるものとする。 2 前項の場合において、市は、児童及び生徒の参加についても配慮するものとする。
<b>【環境の保全に関する教育及び学習の推進】</b>	
第17条	市は、市民及び事業者が環境の保全についての理解を深めるとともに、これらの者による環境の保全に関する活動が促進されるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進を図るものとする。 2 前項の場合において、市は、特に児童及び生徒の教育及び学習を積極的に推進するために必要な措置を講ずるように努めるものとする。
<b>【市民等の自発的な活動の支援】</b>	
第18条	市は、前条に定めるもののほか、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体による環境の保全に関する自発的な活動が促進されるように必要な支援の措置を講ずるものとする。

## 環境教育等による環境保全の取り組みの促進に関する法律 (環境教育等促進法) (抜粋)

### 【目的】

#### 第1条

この法律は、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会（以下「持続可能な社会」という。）を構築する上で事業者、国民及びこれらの者の組織する民間の団体（以下「国民、民間団体等」という。）が行う環境保全活動並びにその促進のための環境保全の意欲の増進及び環境教育が重要であることに加え、これらの取組を効果的に進める上で協働取組が重要であることに鑑み、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組について、基本理念を定め、並びに国民、民間団体等、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に必要な事項を定め、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### 【定義】

#### 第2条

3 この法律において「環境教育」とは、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりその他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習をいう。

### 【地方公共団体の責務】

#### 第6条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

### 【都道府県及び市町村の行動計画】

#### 第8条

都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を作成するよう努めるものとする。

2 行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項
- 二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項
- 三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

3 都道府県及び市町村は、行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 都道府県及び市町村は、行動計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 行動計画を作成した都道府県及び市町村は、毎年一回、行動計画に基づく施策の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

6 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

## 【体験の機会の場の認定】

### 第20条

自然体験活動その他の体験活動を通じて環境の保全についての理解と関心を深めることの重要性に鑑み、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利（臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。）を有する者（国民、民間団体等に限る。）は、当該土地又は建物を自然体験活動の場その他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会の場（以下「体験の機会の場」という。）として提供する場合には、当該体験の機会の場で行う事業の内容等が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

- 一 基本方針に照らして適切なものであること。
  - 二 行動計画を作成している都道府県にあっては、当該行動計画に照らして適切なものであること。
  - 三 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容が主務省令で定める基準に適合するものであること。
  - 四 当該土地又は建物が主務省令で定める基準に適合するものであること。
- 2 都道府県は、その自然的社会的条件から環境保全の意欲の増進を効果的に推進するために必要があると認めるときは、基本方針を参酌して、条例で、前項各号に掲げる要件に加えて適用すべき要件を定めることができる。
- 3 第1項の認定（以下この条から第20条の3まで、第20条の5、第20条の6、第20条の9及び第20条の10において単に「認定」という。）の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。
- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
  - 二 体験の機会の場の名称及び所在地
  - 三 当該体験の機会の場で行う環境保全の意欲の増進に関する事業の内容
  - 四 その他主務省令で定める事項
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、認定の申請をすることができない。
- 一 第20条の6第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
  - 二 法人その他の団体であつて、その役員（法人でない団体にあつては、その代表者）のうち前号に該当する者があるもの
- 5 都道府県知事は、認定をしようとするときは、あらかじめ都道府県教育委員会に協議しなければならない。
- 6 都道府県知事は、認定をした場合においては、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 7 都道府県知事は、認定の申請に係る体験の機会の場で行う事業の内容等が第1項各号に掲げる要件（第二項の規定により条例で要件を定める場合にあつては、当該要件を含む。）に適合しないと認める場合においては、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。
- 8 認定を受けた体験の機会の場（以下「認定体験の機会の場」という。）を提供する国民、民間団体等（以下「認定民間団体等」という。）は、第3項各号に掲げる事項を変更したとき又はその提供を行わなくなったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。



【認定の有効期間】	
第20条の2	<p>都道府県知事は、認定をする場合において、当該認定の日から起算して五年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとする。</p> <p>2 前項の有効期間の更新を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、都道府県知事に申請書を提出しなければならない。</p>
【認定体験の機会の場合に係る周知等】	
第20条の3	<p>都道府県知事は、認定をしたときは、インターネットの利用、印刷物の配布その他適切な方法により、第20条第3項各号に掲げる事項について周知するよう努めるものとする。</p>
【報告、助言等】	
第20条の4	<p>認定民間団体等は、毎年、主務省令で定めるところにより、その運営の状況を都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、認定民間団体等に対し、当該認定体験の機会の場合の提供の適正な実施を確保するために必要な限度において報告若しくは資料の提出を求め、又は当該認定体験の機会の場合の適正な運営を図るため必要な助言をすることができる。</p>
【認定の取消し】	
第20条の6	<p>都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 認定体験の機会の場合で行う事業の内容等が、第20条第1項各号に掲げる要件（同条第2項の規定により条例で要件を定める場合にあっては、当該要件を含む。）に適合しなくなったとき。</li> <li>二 認定民間団体等が、第20条第8項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</li> <li>三 認定民間団体等が、第20条の4第2項の規定による報告又は資料の提出を求められて、報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</li> <li>四 認定民間団体等が、偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。</li> </ul> <p>2 都道府県知事は、前項の規定に基づき認定を取り消したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該認定の取消しを受けた者に通知しなければならない。</p>

【大都市等の特例認定の取消し】

第20条  
の7

第20条、第20条の2、第20条の3第1項、第20条の4及び前条の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務は、体験の機会の場合として提供される土地又は建物の全部が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（第21条の5第6項において「指定都市」という。）、同法第252条の22第1項の中核市（第21条の5第6項において「中核市」という。）又は都道府県に代わって当該事務を処理することにつきあらかじめその長が都道府県知事と協議を行った市町村（以下この条及び第20条の9において「指定都市等」という。）の区域内に含まれる場合においては、当該指定都市等の長が行う。この場合においては、第20条、第20条の2、第20条の3第1項、第20条の4及び前条中都道府県又は都道府県知事に関する規定は、指定都市等又は指定都市等の長に関する規定として指定都市等又は指定都市等の長に適用があるものとする。

2 前項の場合においては、第20条第5項中「都道府県教育委員会」とあるのは「指定都市等の教育委員会」とする。